

楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施
に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣規則
2022 年 9 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は

- a. 楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施のため、既に楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施規則に関する法務・人権大臣規則 2021 年 20 号が定められていること；
- b. 楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施規則に関する法務・人権大臣規則 2021 年 20 号を社会における法の発展の需要に一致させる必要があり、よって変更の必要があること；
- c.a、b 項の検討に基づいて、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施に関する法務・人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

- 1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条(3)項；
- 2. 省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、官報補遺 4916 号）
- 3. 著作権に関する法律 2014 年 28 号（インドネシア共和国官報 2014 年 266 号、官報補遺 5599 号）；
- 4. 楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号（インドネシア共和国官報 2021 年 86 号、官報補遺 6675 号）；
- 5. 法務・人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
- 6. 法務・人権省の組織と作業手順に関する法務・人権大臣規則 2021 年 41 号（インドネシア共和国公報 2021 年 1365 号）；

を考慮し、

楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施に関する法務・人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 章

総則

第 1 条

本大臣規則では用語を以下のように定義する：

- 1.ロイヤリティとは、著作者、著作権者および/あるいは隣接権者が受け取る著作物あるいは隣接権製品の経済権使用に対する報酬である。
- 2.著作権とは、法令の規定に従った制限を損なうことなく、著作物が有体物の形で具体化した後で無方式主義の原則に基づいて自動的に生じる著作者の排他的権利である。
- 3.以降、ロイヤリティ管理と称する楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理とは、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティの徴収、集金および配分である。
- 4.著作物とは、インスピレーション、能力、思想、想像、器用さ、技能または専門性により創作され、有体物の形で表現された学術、美術および文芸の分野の全ての創作作品の成果物である。
- 5.著作者とは、個別または合同で特殊かつ私的な著作物を創作した一人または複数の人である。
- 6.著作権者とは、著作権者でもある著作者、著作者から正当にその権利を譲渡された者、正当にその権利を譲渡された者からさらに譲渡された別の者である。
- 7.代理人とは、知的財産コンサルタントまたは著作者、著作権者または隣接権者から委任された人である。
- 8.隣接権とは、著作権に関連する権利であり、実演家、レコード製作者または放送事業者の排他的権利である。
- 9.ライセンスとは、著作権者または隣接権者が著作物または隣接権製品の経済権を実施するために特定の条件により他者に与える書面による許可である。
- 10.以降、LMK と略称する集団管理団体とは、ロイヤリティの集金と分配という形での経済権の管理のため著作者、著作権者および/あるいは隣接権者から委任を受けた非営利の法人の形態による組織である。
- 11.代行官とは、LMKN の下にあり、ロイヤリティの徴収と分配を行う職務を有する人である。
- 12.以降、LMKN と略称する全国集団管理団体とは、ロイヤリティを徴収、集金、分配し、楽曲および/あるいは音楽分野の著作者、著作権者および隣接権者の経済権の利益を管理する権限を有する、著作権に関する法律に基づいて大臣が設置する国家予算を用いない政府補助団体である。
- 13.商業利用とは、さまざまな対象から経済的利益を得る目的で、または有料で著作物および/あるいは隣接権製品を利用することである。
- 14.以降 SILM と略称する楽曲および/あるいは音楽情報システムとは、楽曲および/あるいは音楽のロイヤリティ分配に用いられる情報・データシステムである。
- 15.大臣とは、法務・人権分野の行政業務を担当する大臣である。
- 16.総局とは、知的財産総局である。
- 17.日とは、労働日である。

第 II 章

全国集団管理団体の組織構成と作業手順

第 1 部

総則

第 2 条

LMKN は大臣に対して責任を負う。

第 3 条

LMKN は以下からなる：

- a. 著作者 LMKN；および
- b. 隣接権者 LMKN

第 2 部

職務、機能、権限

第 4 条

LMKN はロイヤリティ管理運営の職務を有する。

第 5 条

第 4 条で定められた職務を果たすために、LMKN は以下の機能を有する：

- a. ロイヤリティ管理を行う；
- b. 楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の倫理規定を作成する；
- c. その調整の下にある楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の認可に関して、大臣に推薦を提出する；
- d. ロイヤリティ管理に関する標準作業手順を作成する；
- e. 利用者による LMK へのロイヤリティ支払のシステムと計算手順を定める；
- f. 著作者、著作権者および隣接権者へのロイヤリティの分配手順と金額を定める；
- g. 権利者のデータの同期とクレンジング；
- h. LMK メンバーから不服が申し立てられた場合、LMK によるロイヤリティ分配紛争の仲裁を行う；および
- i. 大臣に業務報告と財務報告を提出し、謄本を LMK と監督者に送付する。

第 6 条

(1) ロイヤリティを管理するため、それぞれ以下を代表する 2 つの LMKN を設置する：

- a. 著作者の利益；および
- b. 隣接権者の利益

(2) (1) 項で定められた LMKN は商業利用者からロイヤリティを徴収し、集金し、分配する権限を有

する。

第 III 章 組織構成

第 1 部 理事

第 7 条

- (1)第 6 条(1)項 a で定められた著作者 LMKN は、以下の要素に由来する 5 人をメンバーとする：
- a.政府側の代表者 1 人；
 - b.著作者 LMK の代表者 3 人；および
 - c.著作者 1 人
- (2)第 6 条(1)項で定められた著作者 LMKN は b、以下の要素に由来する 5 人をメンバーとする：
- a.政府側の代表者 1 人；
 - b.隣接権者 LMK の代表者 3 人；および
 - c.隣接権者 1 人
- (3)(1)項 a および(2)項 a で定められた政府側の代表者 1 人の決定は、大臣の指名に基づいて行われる。
- (4)(1)項 b で定められた著作者 LMK の代表者 3 人および(2)項 b で定められた隣接権者 LMK の代表者 3 人の決定は、LMK の間の合意に基づいて行われ、議事録により証明する。
- (5)(1)項 c で定められた著作者 1 人および(2)項 c で定められた隣接権者 1 人の決定は、(4)項で定められた仕組みを利用する。
- (6)理事の役職を占める全ての人は、1 つの LMKN の理事のメンバーのみしか就任できない。

第 8 条

- (1)第 7 条で定められた著作者 LMKN および隣接権者 LNKN は、1 つの基幹 LMKN に統合される。
- (2)(1)項で定められた基幹 LMKN は、以下からなる 10 人の理事をメンバーとする：
- a.理事を兼任する理事長 1 人；
 - b.著作者 LMKN および隣接権者 LMKN を代表する理事を兼任する副理事長 2 人；および
 - c.理事 7 人
- (3)(2)項で定められた理事長と副理事長は、協議に基づいて選出され、大臣に提議される。
- (4)(3)項で定められた協議が一致に至らない場合、大臣が基幹 LMKN の理事長と副理事長を選出する権限を持つ。
- (5)(2)項で定められた LMKN の理事は、3 年の任期で任命される。
- (6)(5)項で定められた LMKN の理事は、任期 1 回分の再任ができる。
- (7)(5)項で定められた LMKN の理事の任命と、(6)項で定められた理事の再任は大臣により決定される。

第 2 部

代行官

第 9 条

(1)第 8 条で定められた LMKN 理事はその職務と機能を果たす際、代行官の補助を受ける。

(2)(1)項で定められた代行官は以下からなる：

- a.財務分野の専門家；
- b.法務分野の専門家；
- c.ライセンス分野の専門家；
- d.ドキュメンテーション分野の専門家；
- e.情報技術分野の専門家；
- f.事務官；および
- g.その他の分野の専門家；

(3)(2)項で定められた代行官は以下の出身であり得る：

- a.楽曲および/あるいは音楽分野のロイヤリティ管理の経験を有する専門家；
- b.第 8 条で定められた LMKN 理事になっていない LMK の代表者；および
- c.著作権および隣接権分野の管理と監督を行う政府職員

(4)(1)項で定められた代行官は、ゼネラルマネジャーにより選出され、指導される。

(5)(2)項で定められた代行官は、ゼネラルマネジャーに対して責任を負う。

(6)(4)項で定められたゼネラルマネジャーは、公開方式の選考方法を通じて LMKN の理事長が定める。

第 10 条

(1)第 9 条(1)項で定められた代行官はロイヤリティの徴収、集金、分配の調整者であり、また LMKN の事務機能を果たす。

(2)第 9 条(2)項 a で定められた財務分野の専門家である代行官は、LMKN 組織の財務を整理し、報告し、財務に責任を負う。

(3)第 9 条(2)項 b で定められた法務分野の専門家である代行官は、音楽および/あるいは楽曲分野のロイヤリティ管理の法的分析および評価を行う職務を有する。

(4)第 9 条(2)項 c で定められたライセンス分野の専門家である代行官は、ロイヤリティを集金する職務を有する。

(5)第 9 条(2)項 d で定められたドキュメンテーション分野の専門家である代行官は、権利と著作物の所有者の全てのデータを統合する職務を有する。

(6)第 9 条(2)項 e および f で定められた情報技術分野の専門家と事務分野の専門家である代行官は、LMKN の職務、機能および活動の実施における情報技術によるサポートを行い、また LMKN の事務および運営機能を果たす職務を有する。

(7)(2)第 9 条(2)項 g で定められたその他の分野の専門家である代行官は、ロイヤリティに関する分

配データ処理の職務を有する分配分野の専門家である。

第 IV 章

全国集团管理団体理事の任命、交代および解任の手續

第 1 部

任命

第 11 条

(1)第 8 条で定められた LMKN 理事に任命されるためには、以下の要件を満たさなければならない：

- a.インドネシア国籍；
- b.任命の時点で最高で 70 歳；
- c.最低でも高等学校卒業か同程度の学歴；
- d.インドネシア共和国の領域内に居住している；
- e.心身の健康；
- f.最低 5 年の禁固刑が科され得る犯罪行為を行い処罰されたことがない；および
- g.音楽/楽曲産業が直面する問題とその解決策に対する理解と知識がある

(2)(1)項で定められた要件を満たす他、LMK 代表である LMKN 理事の候補者は、以下の要件を満たさなければならない：

- a.事業許可を有する著作権 LMK（訳注：原文ママだが、著作者 LMK を指すと思われる）または隣接権者 LMK による推薦状を有する；および
- b.提議した LMK のアクティブメンバー、設立者、監督者または運営者として登記されている

(3)政府側を代表する要素の出身である LMKN 理事およびアカデミシャン/専門家は、(1)項で定められた要件に基づいて大臣により指名される。

第 12 条

総局長は、第 11 条で定められた要件を満たした LMKN 理事の候補者を大臣に提議する。

第 13 条

(1)役職に就く前に、大臣により決定された LMKN 理事は大臣の面前でその宗教に応じた宣誓/約束を読み上げる義務がある。

(2)(1)項で定められた宣誓/約束は以下の通りである：

「私は本職務を遂行するにあたって、直接的にも間接的にも、どのような名称、どのような方法によっても、いずれに者に対しても何かを与えたり、約束したりしないことを真に宣誓/約束する」；

「私は本職務を遂行するにあたって、あるいは遂行を見送るにあたって、直接的にも間接的にも、いずれに者からも何らかの約束あるいは贈答品を受け取ったりしないことを宣誓/約束する」；

「私は国の基本としてパンチャシラ、インドネシア共和国 1945 年憲法、インドネシア共和国で適用される法令を遵守し、擁護し、遂行することを宣誓/約束する」；

「私は常に真剣に、丁寧に、客観的に、誠実に、勇敢に、公正に、特定の役職・種族・宗教・人種・性別・階層を差別せずに私の職務と権限を遂行し、最大限に私の義務を果たし、唯一神、社会、国民および国家に全面的に責任を負うことを宣誓/約束する」；および

「私は常にいずれに者の干渉による影響も拒絶し、受けず、欲さず、また私は法令が私に信託した職務と権限を固く遂行することを宣誓/約束する」

第 2 部

交代

第 14 条

(1)大臣は以下の場合に、LMKN の提議に基づいて、残された任期を務める代わりに LMKN 理事長を決めることができる：

- a.LMKN 理事長が死亡した；
- b.辞任した；
- c.連続で 3 ヶ月、職務を遂行できない；
- d.LMKN の倫理規定に違反した；あるいは
- e.任期終了前に解任された

(2)(1)項で定められた代わり LMKN 理事長は、LMKN 理事の出身者とする。

(3)(1)項で定められた代わりの LMKN 理事長の提議は、LMKN 理事の合意に基づくものとし、議事録により証明する。

第 15 条

(1)LMKN 理事がその任期の終了前に辞任した、または解任された場合、大臣はその LMKN 理事の任期の残り期間を代わる LMKN 理事を任命する。

(2)(1)項で定められた LMKN 理事の役職の空白は、役職の空白が生じてから 14 日の期間内に LMKN 理事長が大臣に伝える。

(3)第 11 条から第 13 条で定められた LMKN 理事の任命の要件と手続は、必要な変更を加えれば、代わりの LMKN 理事候補者の任命にも適用される。

第 3 部

解任

第 16 条

LMKN 理事が以下の状態になった場合、LMKN 理事の地位は終了する：

- a.以下の理由により辞任した：
 - 1.死亡した；

- 2.辞任した；
 - 3.インドネシア共和国の領域外に居住した；あるいは
- b.以下の理由により解任された：
- 1.医師の証明書により証明された、3ヶ月連続の身体および/あるいは精神の病気；
 - 2.職務を遂行できない；
 - 3.不適切な行為を行った；
 - 4.重大な懲戒処分を受けた；
 - 5.犯罪行為を行ったことによる処罰された；あるいは
 - 6.LMKN 理事の任期の終了

第 17 条

- (1)第 16 条で定められたように LMKN 理事の地位が終了した場合、LMKN 理事長は総局長を通じて大臣にその情報を伝える。
- (2)政府出身の LMKN 理事の地位の終了の場合、総局長は大臣に代わりの理事を提議する。
- (3)著作者 LMK または隣接権者 LMK の代表の LMKN 理事の地位の終了の場合、著作者 LMK または隣接権者 LMK は LMKN 理事長に代わりの理事を提議できる。
- (4)LMKN 理事長は監督チームとともに理事交代の提議を決定する。
- (5)(4)項で定められた理事交代の提議の決定は、総局長に伝えられる。
- (6)(5)項で定められた提議は、大臣決定による決定のため総局長が大臣に伝える。
- (7)(6)項で定められた決定において決められた代わりの理事の任期は、その役職の残りの任期のみである。

第 V 章

ロイヤリティの分配、運営資金および準備金

第 1 部

ロイヤリティの分配

第 18 条

LMKN が集めたロイヤリティは以下の目的に用いられる。

- a.LMK のメンバーになっている著作者、著作権者および隣接権者に分配する；
- b.運営資金；および
- c.準備金

第 19 条

第 18 条で定められた徴収されたロイヤリティは全て LMKN の口座に集金し、全ての LMK が確認できるようにする。

第 20 条

- (1)第 18 条 a で定められたロイヤリティの分配は、LMK を通じて行われる。
- (2)(1)項で定められたロイヤリティの分配は、LMK のメンバーになっている著作者、著作権者および隣接権者に対して行われる。
- (3)いずれの LMK のメンバーになっていない著作者、著作権者および隣接権者に対するロイヤリティは、LMKN のみが徴収および集金できる。

第 21 条

- (1)著作者、著作権者および隣接権者に対するロイヤリティの分配は、利用者による楽曲および/あるいは音楽使用データに基づいた各 LMK の計算に従って行われる。
- (2)(1)項で定められた LMK によるロイヤリティの分配は、少なくとも 1 年に 2 回、LMKN に通知する義務がある。
- (3)(2)項で定められたロイヤリティ分配の通知には以下を含む：
 - a.分配した総額；
 - b.ロイヤリティを受け取った者；および
 - c.商業ベースの公共サービスの種類ごとの使用データ
- (4)ロイヤリティの分配額の不一致に関する紛争が生じた場合、著作者、著作権者および隣接権者は仲裁による解決を行うため LMKN に届けることができる。

第 2 部

運営資金

第 22 条

- (1)LMK は、LMKN の運営資金を含めて最大でその年に集められたロイヤリティ総額の 20% の運営資金を用いることができる。
- (2)(1)項で定められた運営資金の利用は、LMKN と LMK の合意に基づいて行われる。
- (3)(1)項で定められた運営資金は、理事と代行官の職務遂行活動を支援するために用いられる。
- (4)(1)項で定められた LMKN 運営資金の利用は、LMKN 全体会議で承認された年間予算計画に基づいて行われる。

第 23 条

ロイヤリティの決定、徴収および分配の方針は LMKN が定める実施指針および技術指針で定める。

第 3 部

準備金

第 24 条

- (1)不明および/あるいは LMK のメンバーになっていない著作者、著作権者および隣接権者のロイ

ヤリティは、著作者、著作権者および隣接権者が判明するよう 2 年間、LMKN が保管し、公開する。

(2)(1)項で定められた期間の間に著作者、著作権者および隣接権者が判明した場合、および/あるいは LMK のメンバーになった場合、当該の著作者、著作権者および隣接権者にロイヤリティが分配される。

(3)(1)項で定められた期間の間に著作者、著作権者および隣接権者が判明しなかった場合、および/あるいは LMK のメンバーにならなかった場合、ロイヤリティは準備金として用いることができる。

(4)(3)項で定められた準備金は、以下のロイヤリティである：

- a. 使用が記録されていない楽曲および/あるいは音楽；
- b. 所有者間の紛争がある；あるいは
- c. 著作者、著作権者および/あるいは隣接権者が LMK のメンバーとして登録されていない

第 25 条

第 24 条(3)項で定められた準備金の額は、LMKN 全体会議の合意に基づいて定められる。

第 26 条

第 24 条で定められた準備金は LMKN が以下の目的で用いる：

- a. 音楽教育；
- b. 社会活動または慈善活動；
- c. LMK メンバーとなっている個人の社会保障；および
- d. ロイヤリティ管理に関連する著作権および隣接権の周知活動

第 27 条

準備金の使用に対して、LMKN は少なくとも 1 年に 1 回、公認会計士による財務監査および業務監査を行い、電子メディアおよび印刷メディアを通じてその結果を公開する。

第 VI 章

集団管理機関の事業許可

第 28 条

事業許可を取得するため、楽曲および/あるいは音楽分野の LMK は大臣に書面で申請を提出する。

第 29 条

(1)第 28 条で定められた事業許可を取得するため、楽曲および/あるいは音楽分野の LMK は以下の要件を満たさなければならない：

- a. 非営利のインドネシアの法人格を有する；
- b. ロイヤリティを徴収、集金および分配するための委任を著作者、著作権者あるいは隣接権者

から得ている；

- c. 著作者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の場合、少なくとも 200 人の著作者メンバーを委任者として有し、また隣接権者および/あるいはその他の著作権対象の利益を代表する LMK の場合、少なくとも 50 人を委任者として有する；
- d. ロイヤリティを徴収し、集金し、分配する目的である；および
- e. ロイヤリティを徴収し、集金し、著作者、著作権者あるいは隣接権者に分配することができる。

(2) 第 28 条で定められた事業許可を有していない楽曲および/あるいは音楽分野の LMK は、ロイヤリティの徴収、集金および分配が禁じられる。

(3)(1) 項で定められた要件を満たすため、申請者は少なくとも以下の要件書類を添付しなければならない：

- a. 楽曲および/あるいは音楽ロイヤリティの徴収、集金および分配活動を行うための組織設立目的を記載した法人設立証書および変更証書；
- b. 運営構成；
- c. 運営構造；
- d. 定款/内規；
- e. 財務管理および/あるいはロイヤリティ分野の方針；
- f. LMK メンバーの名簿；
- g. 著作者、著作権者あるいは隣接権者の委任状の写し；
- h. 同一の権利を対象として他の LMK のメンバーにならないことの誓約書；
- i. LMK 運営者の住民登録カードの写し；
- j. LMK が管理する著作物リストおよび/あるいは隣接権製品リスト；
- k. LMKN による推薦；および
- l. ロイヤリティを徴収し、集金し、著作者、著作権者あるいは隣接権者に分配できる宣誓書

第 30 条

(1) 大臣は第 28 条で定められた申請に対する審査を行う。

(2)(1) 項で定められた審査を行う際、大臣は総局長に委任する。

(3)(2) 項で定められた審査を行う際、総局長は LMKN に情報/データを求めることができる。

第 31 条

(1) 第 30 条で定められた申請の審理は以下からなる：

- a. 事務審査；および
- b. 実体審査

(2)(1) 項 a で定められた事務審査は、第 29 条で定められた要件に対して行われる。

(3)(1) 項 b で定められた実体審査は、要件書類と現場の実体との間の一致を審査するために行われる。

第 32 条

- (1)第 31 条(1)項 a で定められた事務審査は、申請提出が受理された日から遅くとも 5 日の期間内に行われる。
- (2)事務審査の結果に基づいて要件書類に不備があることが表明された場合、要件書類の不備通知が届けられた日から遅くとも 10 日の期間内に要件書類を具備するため大臣は申請者に申請を返却する。
- (3)(2)項で定められた期間内に申請者が要件書類を具備しなかった場合、申請は撤回されたものとみなされる。
- (4)事務審査の結果に基づいて要件書類に不備がないことが表明された場合、大臣は事務審査が終了し、実体審査の実施に進むよう表明する。

第 33 条

- (1)第 31 条(1)項 b で定められた実体審査は、事務審査で要件書類に不備がないと表明された日から遅くとも 5 日の期間内に行われる。
- (2)(1)項で定められた実体審査は、事務書類と現場の実体の間（訳者補完：に差がないか）を検証するために知的財産総局が LMKN を参画させて行う。
- (3)実体審査に基づいて要件書類が現場の実体と一致しないと表明された場合、申請は拒絶を表明される。
- (4)実体審査に基づいて要件書類が現場の実体と一致していると表明された場合、大臣は楽曲および/あるいは音楽分野の LMK に事業許可を交付する。

第 34 条

- (1)第 33 条(4)項で定められた大臣が交付する楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可は、交付日から最長で 3 年有効である。
- (2)(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可は、大臣に申請を提出することにより延長できる。
- (3)(2)項で定められた楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可の延長申請は、遅くとも事業許可期間が終了する 3 ヶ月前までに提出する。

第 VII 章

事業許可の取消

第 35 条

- (1)大臣は LMK の事業許可を取り消すことができる。
- (2)LMK が以下の事項を行った場合に、(1)項で定められた LMK の事業許可の取消をすることができる：
 - a.大臣の決定に応じたものでないロイヤリティの徴収を行った：
 - b.法人の形態を利益を追求する性質の法人に変更した：

- c.法令の規定に従って著作者、著作権者および/あるいは隣接権者にロイヤリティを分配しない；
 - d.著作者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽の著作権分野の LMK の場合は 200 人の著作者のメンバーがいない、または不足している；
 - e.実演家の隣接権者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽の隣接権分野の LMK の場合は 50 人の実演家のメンバーがいない、または不足している；
 - f.レコード製作者の隣接権者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽の隣接権分野の LMK の場合は 50 人のレコード製作者のメンバーがいない、または不足している；
 - g.実演家とレコード製作者の隣接権者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽の隣接権分野の LMK の場合は実演家 25 人、レコード製作者 25 人からなる 50 人のメンバーがいない、または不足している；
 - h.LMKN が定めた倫理規定に違反した；
 - i.少なくとも 1 年に 1 回、公認会計士による業務監査と財務監査を行わなかった；
 - j.少なくとも 1 年に 1 回、業務監査と財務監査の結果を電子メディアおよび印刷メディアを通じて社会に公開しなかった；および/あるいは
 - k.楽曲および/あるいは音楽分野の LMK としての職務と機能を超えた；および/あるいは
 - l.法令の規定を履行しなかった。
- (3)知的財産総局長は、事業許可取消を行う前に楽曲および/あるいは音楽分野の LMK に事前警告書を送付する。
- (4)(3)項で定められた警告書は、署名の日から 14 日間有効である。
- (5)楽曲および/あるいは音楽分野の LMK が(4)項で定められた期間内に警告書に従わない場合、大臣は LMKN および/あるいは監督チームの推薦に基づいて、その楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可取消を行う。
- (6)大臣は楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可取消を法務・人権省および/あるいは知的財産総局の公式ウェブサイトで公開する。

第 36 条

- (1)事業許可が取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK はロイヤリティの徴収、集金、分配が禁じられる。
- (2)(1)項で定められた事業許可が取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK に対して、許可取消の決定後、楽曲および/あるいは音楽分野の LMK がその事業許可を取り消される前に既に徴収し集金したロイヤリティ全額を著作者、著作権者および/あるいは隣接権者に分配するため最長で 30 日が与えられる。
- (3)(1)項で定められた事業許可を取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK は、楽曲および/あるいは音楽の使用データおよび情報全てを LMKN に提供する義務がある。
- (4)(3)項で定められた楽曲および/あるいは音楽の使用データと情報に基づいて、LMKN は、事業許可を取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK に加入していた著作者、著作権者および/あるいは隣接権者にロイヤリティを分配する。

(5)LMKN は権限の委譲により、事業許可を取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK に加入していた著作者、著作権者および/あるいは隣接権者の擁護者として行動する。

(6)(5)項で定められた擁護者は以下の権限を有する：

a.ロイヤリティの徴収と分配で生じる処理の管理；

b.事業許可を取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK 宛の全ての通信の開封；および

c.同種の楽曲および/あるいは音楽分野の LMK を通じたメンバー管理とロイヤリティの分配を定める。

(7)同種の楽曲および/あるいは音楽分野の LMK から LMKN への権限委譲がなかった場合、擁護者としての LMKN は、事業許可を取り消された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の計算の仕組を用いて、権利者へ直接ロイヤリティ分配を行う。

第 VIII 章

楽曲および音楽の情報システム

第 37 条

(1)LMKN を通じて著作権者あるいは隣接権者にライセンス申請を提出することで、全ての人が商業的な性質の公衆サービスの形態で楽曲および/あるいは音楽の商業利用ができる。

(2)(1)項で定められたライセンス申請は、法令の規定に従って行われる。

(3)大臣は合意されたライセンスの登記を行う。

(4)(1)項で定められたライセンスの実施は、SILM を通じて LMKN に楽曲および/あるいは音楽使用報告を提出する義務を伴う。

第 38 条

SILM に登記された全ての楽曲および/あるいは音楽は、知的財産総局が運用する楽曲および/あるいは音楽データセンターを情報源とする。

第 39 条

(1)第 38 条で定められた SILM は LMKN により運用される。

(2)(1)項で定められた SILM は以下の者がアクセスできる：

a.ロイヤリティ管理の根拠として LMKN と LMK；および

b.掲載された楽曲および/あるいは音楽の情報を得るため、著作者、著作権者、隣接権者および/あるいはその代理人および商業利用を行う人

(3)(1)項で定められた SILM の設置と開発を行う際、LMKN は法令の規定に従って第三者との協力ができる。

第 40 条

第 39 条で定められた SILM は少なくとも以下に関する情報を掲載する：

- a. 著作者、つまり：
 - 1. 作曲者；
 - 2. 作詞者；
 - 3. 著作者の芸名；
 - 4. 音楽監督；および
 - 5. 初めて有体物の形で具体化した/公表した/説明した日付と場所
- b. 著作権者、つまり
 - 1. 音楽配信会社；
 - 2. 著作者の相続人；
 - 3. 著作者から正当にその権利を譲渡された者
 - 4. 正当にその権利を譲渡された者からさらに譲渡された別の者；
- c. 隣接権者、つまり
 - 1. レコード製作者；
 - 2. 実演家；および
 - 3. 初めて有体物の形で具体化した/公表した/説明した日付と場所
- d. 著作権、つまり
 - 1. 楽曲のタイトル；
 - 2. 作曲者の氏名；
 - 3. 作詞者の氏名；
 - 4. 受益者の氏名；
 - 5. 楽曲の副題；
 - 6. 曲の所有請求；
 - 7. 歌詞の所有請求；
 - 8. 固定された年
 - 9. 音楽配信会社；
 - 10. 著作権 LMK；
 - 11. 世界著作者コード；
 - 12. 著作権コード；および
 - 13. 知的財産総局の著作権 E-Hak コード；
- e. 隣接権、つまり：
 - 1. レコード作品の所有者；
 - 2. 音楽プロデューサー；
 - 3. アーティスト名；
 - 4. サポートミュージシャン；
 - 5. 共同プロデューサーであるレコード音声ディレクター；
 - 6. 世界レコード作品コード；
 - 7. 世界実演家コード；および
 - 8. 知的財産総局の隣接 e-Hak コード

第 41 条

第 40 条で定められた SILM を保護するため、SILM に対する権利者は以下を有する：

- a. 著作権権利情報および/あるいは
- b. 著作権電子情報

第 42 条

(1) 第 41 条 a で定められた著作権管理情報は、以下に関する情報を含む：

- a. SILM の内容と著作権者の独創性の識別方法あるいは識別システム
- b. 情報コードとアクセスコード

(2) 第 41 条 b で定められた著作権電子情報は、以下に関する情報を含む：

- a. 著作物の公開活動と関連した電子的に生じ、紐付けられた SILM；および
- b. 著作権者；
- c. 著作物の使用期間と状態；
- d. 番号；および
- e. 情報コード；

(3) 著作権者が有する(1)項で定められた著作権管理情報および(2)項で定められた著作権電子情報は、削除、変更または破壊が禁じられている。

第 IX 章

評価

第 43 条

(1) 大臣は LMK および LMKN に対する評価を行う。

(2)(1)項で定められた評価は、少なくとも 1 年に 1 回行う。

(3)(2)項で定められた評価は監督チームが行う。

(4)(3)項で定められた監督チームは、大臣により定められる。

(5) 監督チームによる評価職務実施の費用は、知的財産総局の予算執行内容リストに賦課される。

第 44 条

(1) 第 43 条(3)項で定められた監督チームは、以下の要素の出身者からなる：

- a. 法務・人権省；
- b. 運営者になっていない著作者 LMK および隣接権 LMK のメンバー；
- c. 著作権および隣接権分野の職業団体の代表者；および/あるいは
- d. 楽曲および/あるいは音楽ロイヤリティ管理分野の専門家

(2)(1)項で定められた監督チームは以下の職務と機能を有する：

- a. LMK および LMKN の業務と財務を監督する；
- b. 大臣に業務報告を提出する；

- c.LMKN 理事が行った違反に処罰を行うよう大臣に推薦を提出する；
 - d.LMKN の事業許可を取り消すよう大臣に推薦を提出する；
 - e.任期終了前に辞任した、または解任された理事がいた場合、代わりの理事を指名するよう大臣に推薦を提出する；および
 - f.LMK 倫理規定違反の疑い、法令の規定違反の疑いについての市民からの報告を受け取る。
- (3)(1)項で定められた監督チームの任期は最長で 3 年であり、1 回の再任ができる。
- (4)監督チームは大臣決定により設置および決定される。
- (5)監督チームは最大で以下の 9 人からなる：
- a.監督チームの指導者としての大臣；
 - b.政府出身の監督チームのメンバーを兼任するリーダー 1 人；
 - c.運営者になっていない著作者 LMK および隣接権 LMK のメンバー代表者 3 人；および
 - d.著作権および隣接権分野の職業団体代表者 4 人

第 X 章 移行規定

第 45 条

本大臣規則が施行される際：

- a.本大臣規則の施行前に交付された楽曲および/あるいは音楽分野の LMK の事業許可は、事業許可の有効期間終了まで変わらずに有効であることを宣言する；
- b.本大臣規則の施行前に任命された著作者 LMKN および隣接権者 LMKN のメンバー構成は、本大臣規則の法制化の日から遅くとも 30 日の期間内に本大臣規則に合わせる；
- c.本大臣規則の施行前に作成された著作者 LMKN および隣接権者 LMKN の責任報告は、新たな LMKN 理事の就任日から遅くとも 30 日以内に提出する義務がある。

第 XI 章 終末規定

第 46 条

本大臣規則が施行された際、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令 2021 年 56 号の実施規則に関する法務・人権大臣規則 2021 年 20 号（インドネシア共和国公報 2021 年 417 号）は取り消され、無効を宣言される。

第 47 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

すべての者が知ることができるよう、本大臣規則の法制化をインドネシア共和国官報に掲載する

ことを命じる。

ジャカルタにて制定

2022年4月14日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにて法制化

2022年4月25日

インドネシア共和国

法務・人権省

法令総局長

署名

BENNY RIYANTO